

令和4年小野町議会定例会3月会議

議事日程（第3号）

令和4年3月11日（金曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 委員長の審査結果報告（各部常任委員会委員長）
- 日程第 2 委員長の報告に対する質疑
- 日程第 3 議案第 2号 令和3年度小野町一般会計補正予算（第8号）
〔討論、採決、以下日程第9まで同じ〕
- 日程第 4 議案第 3号 令和3年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第 4号 令和3年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第 5号 令和3年度小野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第 6号 令和3年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 7号 令和3年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 8号 令和3年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第 9号 令和4年度小野町一般会計予算
〔討論、採決、以下日程第15まで同じ〕
- 日程第11 議案第10号 令和4年度小野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第12 議案第11号 令和4年度小野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第12号 令和4年度小野町介護保険特別会計予算
- 日程第14 議案第13号 令和4年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計予算
- 日程第15 議案第14号 令和4年度小野町文化・体育振興基金特別会計予算
- 日程第16 議案第15号 令和4年度小野町水道事業会計予算
- 日程第17 議案第16号 小野町公共施設等解体基金条例について
〔討論、採決、以下日程第18まで同じ〕
- 日程第18 議案第17号 小野町みんな笑顔で健康づくり推進条例について
- 日程第19 議案第18号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について
〔討論、採決、以下日程第25まで同じ〕
- 日程第20 議案第19号 公立幼児教育施設閉園に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第21 議案第20号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第21号 小野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第22号 小野町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第23号 小野町子育て世代包括支援センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第24号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について
〔討論、採決〕

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第27まで議事日程に同じ

(追加)

追加日程第1 議員提出議案第1号 議員派遣について

[上程、説明、質疑、討論、採決]

追加日程第2 議員提出議案第2号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書

[上程、説明、質疑、討論、採決]

追加日程第3 議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書

[上程、説明、質疑、討論、採決]

追加日程第4 議員提出議案第4号 ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議

[上程、説明、質疑、討論、採決]

出席議員(11名)

1番	會田百合子君	2番	中野孝一君
3番	緑川久子君	4番	先崎勝馬君
6番	会田明生君	7番	吉田康市君
8番	宗像芳男君	9番	水野正廣君
10番	久野峻君	11番	竹川里志君
12番	田村弘文君		

欠席議員(1名)

5番 渡邊直忠君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上昭正君	副町長	菅野望君
教育長	有賀仁一君	総務課長	吉田吉広君
企画政策課長	西牧英一君	税務課長	吉田徳一君
町民生活課長	鈴木稔君	健康福祉課長	先崎秀一君
子育て支援課長	村上昭一君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	郡司功君
地域整備課長	遠藤靖次君	教育課長	佐藤浩君
会計管理者 兼出納室長	吉田ひろ子君	代表監査委員	佐久間金治君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	石井	一一	次	長	郡	司	治	子
書	記	清水	綾子	書	記	佐	藤	真路

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

○議長（田村弘文君） ただいまから令和4年小野町議会定例会3月会議、第9日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は11名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。

なお、5番、渡邊直忠議員より、所用により欠席する旨の届出がありました。

◎議事日程の報告

○議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎委員長の審査結果報告

○議長（田村弘文君） 日程第1、各部常任委員会より付託事件の審査結果の報告を求めます。

初めに、予算決算常任委員会の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

10番、久野峻委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 久野 峻君登壇〕

○予算決算常任委員会委員長（久野 峻君） 予算決算常任委員会における付託事件の審査の結果並びに経過についてご報告を申し上げます。

令和4年小野町議会定例会3月会議において予算決算常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、審査の結果と経過につきましては、お手元に配付の委員長報告のとおりであります。

以上申し上げます、予算決算常任委員会の報告といたします。

○議長（田村弘文君） 次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長。

9番、水野正廣委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 水野正廣君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（水野正廣君） 令和4年小野町議会定例会3月会議において総務文教常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第16号 小野町公共施設等解体基金条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、本町が所有する財産のうち、当初の行政目的による使用が終了し、かつ老朽化が著しく、今後、行

政財産または普通財産としての活用が困難な公共施設を計画的に解体・撤去を進めていくため、その解体・撤去費用の財源の積立てを目的とする基金を創設するものであります。

本案について、基金の積立て目標額の設定について質疑がありました。また、公共施設の在り方、長寿命化計画に沿った予算計上について要望がありました。

次に、議案第18号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、行政手続における住民の利便性向上及び業務の効率化を図るため、押印の見直しを行う上で所要の改正を必要とする3条例を一括して改正するものであります。

次に、議案第20号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、福島県人事委員会の勧告に準じて、最近のガソリン価格の動向等を踏まえ、職員の通勤手当を改定するため、本条例で規定する通勤手当の支給額の上限を5万7,800円から6万700円に引き上げるもので、実際の支給額については規則を改正し、引上げを行うものです。

本案について、上限額に近い支給を受ける職員数について質疑がありました。

次に、議案第21号 小野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、昨年、人事院が国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための措置を示したことを受けて、本町においても妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のため、所要の改正を行うもので、主な改正内容は、会計年度任用職員に係る育児休業の取得要件の緩和、職員に対する育児休業に係る研修の実施や相談体制の整備などの規定を新たに設けるものです。

本案について、男性職員への適用、共働きの職員への適用について質疑がありました。

次に、議案第22号 小野町消防団設置等に関する条例の一部を改正する条例について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、少子高齢化や就業構造の変化などから消防団員数が減少傾向にある一方、頻発・激甚化する自然災害等への対応で団員に求められる役割が多様化・複雑化している状況を踏まえ、消防団員の定数見直し及び処遇改善を図るほか、各種手当に係る規定を国の方針に基づき改めるため、所要の改正を行うものです。

以上が、令和4年小野町議会定例会3月会議において、総務文教常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

○議長（田村弘文君） 次に、厚生産業常任委員会の報告を求めます。

厚生産業常任委員会委員長。

6番、会田明生委員長。

〔厚生産業常任委員会委員長 会田明生君登壇〕

○厚生産業常任委員会委員長（会田明生君） 令和4年小野町議会定例会3月会議において厚生産業常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第17号 小野町みんな笑顔で健康づくり推進条例について、健康福祉課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、健康づくりを社会全体で支える仕組みづくりとして、町の責務並びに町民、地域団体、事業者、保健・医療・福祉関係者、そして町と、それぞれの役割を明確にして、町民の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、町民が生涯にわたり、心身ともに健やかで心豊かに暮らすことができるまちづくりの実現に向けた具体的な事項を規定するため、新たに制定するものであります。

委員からは、健康づくり推進協議会のメンバー構成、事業の運営に当たり各課横断的な取組の有無、関係事業所のヒアリング等の実施、予算規模、条文内における用語の使い分けについて質疑がありました。

議案第19号 公立幼児教育施設閉園に伴う関係条例の整備に関する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、令和4年4月1日に公私連携幼保連携型認定こども園が開園されることに伴い、町が設置・管理運営する幼児教育施設が今年度末をもって閉園となることから、公立の幼児教育施設に関することが表記されている条例において所要の改正が必要であるため、関係する3条例を一括して改正するものであります。

委員からは、学校医及び学校歯科医の委嘱について質疑がありました。

次に、議案第23号 小野町子育て世代包括支援センター設置条例の一部を改正する条例について、子育て支援課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、令和4年4月1日から夏井おおすぎ保育園施設を小野町子育て世代包括支援センターの分館と位置づけるとともに、児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を実施し、子育て支援の充実を図っていくため、当該センターで行う事業に追加するものであります。

委員からは、施設の名称や一時預かりを利用できるケースについて質疑がありました。

次に、議案第24号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例について、地域整備課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、老朽化した町営団子田住宅5戸全てを解体・撤去したことに伴い、団子田住宅を廃止し、町営住宅の管理戸数の総数を231から226に改めるため、所要の改正を行うものであります。

委員からは、老朽化した町営住宅の今後の利用や住み替えによる家賃の負担増に伴う支援措置について質疑がありました。

次に、議案第25号 公の施設の指定管理者の指定について、産業振興課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、小野町日影南麓緑とのふれあいの森公園の指定管理者として、特定非営利活動法人小野自然倶楽部を指定したいため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、陳情第1号 シルバー人材センターに対する支援を求める陳情書について、税務課長及び健康福祉課長に出席を求め、参考意見を聴取し、審査した結果、全委員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

本陳情について、シルバー人材センターは高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく団体として、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持・増進、地域社会の活性化等に貢献しております。令和5年10月に導入が予定されている適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度により、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができず、新たに預かり消費税分を納税しなければならないという問題が発生します。少額の収入しかないセンター会員の手取り額がさらに減少することなく、センターの安定的な事業運営のために、センター会員への配分金についてはインボイス制度の適用除外とする等の措置を講じるよう、意見書の提出を求めるものです。

次に、陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書について、産業振興課長に出席を求め、参考意見を聴取し、審査した結果、全委員異議なく採択すべきものと決定いたしました。

本陳情について、福島県では少子高齢化と人口の減少・流出が進み、震災当時と比較して生産年齢人口は約20万人も減少し、人手不足が深刻化しています。人手不足を補うため、外国人労働者の雇用や障害者の雇用が進み、非正規労働者の割合は4割を占め、雇用形態の多様化も進んでいます。また、福島県は製造業を中心に、海外サプライチェーンの影響による部品・資材不足で休業・生産調整などを余儀なくされるなど、新型コロナウイルス感染症の拡大による県内の雇用と労働環境に及ぼす影響は未知数となっています。

このため、福島県の最低賃金を毎年年率3%程度引き上げるとともに、2021年5月の経済財政諮問会議で、早期に最低賃金全国平均1,000円への引上げを目指すとした政府の積極姿勢を重く受け止めること、中小企業等が最低賃金の引上げとなる原資捻出のため、価格転換をはじめとした環境整備の充実・強化を図ること、福島県最低賃金の改定諮問時期の早期発効などについて要望する意見書の提出を求めるものです。

以上が、令和4年小野町議会定例会3月会議において厚生産業常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

◎委員長の報告に対する質疑

○議長（田村弘文君） 日程第2、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

これで、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

◎議案第2号～議案第8号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第3、議案第2号 令和3年度小野町一般会計補正予算（第8号）から日程第9、議案第6号 令和3年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）まで7議案を一括して議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

◎議案第2号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第2号 令和3年度小野町一般会計補正予算（第8号）についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第2号 令和3年度小野町一般会計補正予算（第8号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第3号～議案第8号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案第3号 令和3年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第8号 令和3年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）までの6議案についてお諮りいたします。本案は、それぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第8号までの6議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第9号～議案第15号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第10、議案第9号 令和4年度小野町一般会計予算から日程第16、議案第15号 令和4年度小野町水道事業会計予算まで7議案を一括議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

◎議案第9号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第9号 令和4年度小野町一般会計予算についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第9号 令和4年度小野町一般会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第10号～議案第15号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案第10号 令和4年度小野町国民健康保険特別会計予算から議案第15号 令和4年度小野町水道事業会計予算まで6議案についてお諮りいたします。本案は、それぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第10号から議案第15号までの6議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第16号～議案第17号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第17、議案第16号 小野町公共施設等解体基金条例についてから日程第18、議案第17号 小野町みんな笑顔で健康づくり推進条例についてまでの2議案を一括議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

◎議案第16号～議案第17号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第16号 小野町公共施設等解体基金条例についてから議案第17号 小野町みんな笑顔で健康づくり推進条例についてまで2議案についてお諮りいたします。本案は、それぞれ原案のとおり決定することにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第16号から議案第17号までの2議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第18号～議案第24号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第19、議案第18号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてから日程第25、議案第24号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてまでの7議案を一括して議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

◎議案第18号～議案第24号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第18号 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例についてから議案第24号 小野町町営住宅等条例の一部を改正する条例についてまでの7議案についてお諮りいたします。本案は、それぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第24号までの7議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第26、議案第25号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

◎議案第25号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第25号 公の施設の指定管理者の指定についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第25号については原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情の採択、不採択の決定

○議長（田村弘文君） 日程第27、請願・陳情の採択、不採択の決定を行います。

厚生産業常任委員会委員長より報告のあった陳情第1号 シルバー人材センターに対する支援を求める陳情書については「採択」、陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出陳情書についても「採択」とする厚生産業常任委員会委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号から陳情第2号までについては採択とすることに決定いたしました。

暫時休議といたします。

これより、追加議事の資料を配付いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 1時57分

○議長（田村弘文君） 追加議事日程及び議員提出議案第1号から議員提出議案第4号までの議案を配付いたしましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） なければ再開いたします。

◎議員提出議案第1号の上程、説明

○議長（田村弘文君） 追加日程第1、議員提出議案第1号 議員派遣についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第1号 議員派遣について、4番、先崎勝馬議員の説明を求めます。

4番、先崎勝馬議員。

〔4番 先崎勝馬君登壇〕

○4番（先崎勝馬君） 議員提出議案第1号 議員派遣について、小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

令和4年3月11日提出。

提出者、先崎勝馬、賛成者、水野正廣、同じく会田明生、同じく緑川久子、同じく中野孝一の各議員であります。

提案理由、地方自治法第100条第13項及び小野町議会会議規則第127条第1項の規定に基づき、議員を派遣するため提出する。

以上であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第1号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第1号 議員派遣について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第1号の討論

○議長（田村弘文君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第1号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第1号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第1号 議員派遣についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号については原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第2号の上程、説明

○議長（田村弘文君） 追加日程第2、議員提出議案第2号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第2号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書について、3番、緑川久子議員の説明を求めます。

3番、緑川久子議員。

〔3番 緑川久子君登壇〕

○3番（緑川久子君） 議員提出議案第2号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書。

小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

令和4年3月11日提出。

提出者、緑川久子、賛成者、会田明生、同じく中野孝一、同じく久野峻、同じく吉田康市の各議員であります。

提案理由、シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づく団体で、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5年10月より導入される適格請求書等保存方式は、新たな税の負担が発生するものであり、公益事業を行うシルバー人材センターの運営は収支相償が原則であるため、その影響は極めて大きく、まさに運営上の死活問題である。

安定的な事業運営が可能とするために必要な措置等を講じることについて、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか、関係機関の長に意見書を提出する。

以上であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第2号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第2号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第2号の討論

○議長（田村弘文君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第2号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第2号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第2号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第2号については原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第3号の上程、説明

○議長（田村弘文君） 追加日程第3、議員提出議案第3号 福島県最低賃金引き上げと早期発効を求める意見書についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第3号 福島県最低賃金引き上げと早期発効を求める意見書について、2番、中野孝一議員の説明を求めます。

2番、中野孝一議員。

[2 番 中野孝一君登壇]

○2番(中野孝一君) 議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書。

小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

令和4年3月11日提出。

提出者、中野孝一、賛成者、会田明生、同じく久野峻、同じく吉田康市、同じく緑川久子の各議員であります。

提案理由、福島県は、少子高齢化と人口の減少・流出が進み、生産年齢人口の減少による、人手不足を補うための外国人労働者や障がい者雇用数の増加、パート労働者等の非正規労働による雇用形態の多様化も進んでいる。今後、政府の同一労働同一賃金の趣旨に鑑みるとともに、セーフティネットの強化策及び人口流出抑制策としても最低賃金引き上げと早期発効は喫緊の政策である。

「賃金の経済政策」としての重要性を強く意識し、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求めるため、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか、関係機関の長に意見書を提出する。

以上であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第3号の質疑

○議長(田村弘文君) 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書について質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(田村弘文君) 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第3号の討論

○議長(田村弘文君) 続いて、討論を行います。

議員提出議案第3号を討論に付します。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(田村弘文君) 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第3号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第3号 福島県最低賃金引き上げと早期発効を求める意見書についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第3号については原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第4号の上程、説明

○議長（田村弘文君） 追加日程第4、議員提出議案第4号 ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第4号 ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議について、11番、竹川里志議員の説明を求めます。

11番、竹川里志議員。

〔11番 竹川里志君登壇〕

○11番（竹川里志君） 議員提出議案第4号 ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議。

小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

令和4年3月11日提出。

提出者、竹川里志、賛成者、久野峻、同じく水野正廣、同じく宗像芳男、同じく吉田康市、同じく会田明生、同じく渡邊直忠、同じく先崎勝馬、同じく緑川久子、同じく中野孝一、同じく會田百合子の各議員であります。

提出理由、ロシアによるウクライナ侵攻に対し強く抗議する意を表するとともに、我が国政府に対し、毅然として対応を求める決意を表明するため。

ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議（案）。

今回のロシアによるウクライナへの侵攻は、ウクライナの主権と領土を侵害し、国際社会の平和と秩序、安全を著しく損なう暴挙である。罪のない子どもたちを含めた多くの人命が奪われている事態は、いずれの国、地域にあってもならないことであり、断じて容認することはできない。

よって、小野町議会はロシアによるウクライナへの侵攻に断固として抗議し、武力行使の即時停止と完全撤退を求める。政府においては、ウクライナ国民への人道的、経済的支援、在留邦人の安全確保に全力を尽くすとともに、国際社会と連携し、毅然たる対応をとることを求める。

以上、決議する。

以上であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第4号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第4号 ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議について質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第4号の討論

○議長（田村弘文君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第4号を討論に付します。
討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第4号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第4号 ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議員提出議案第4号 ロシアのウクライナ侵攻に抗議する決議については原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（田村弘文君） これで、定例会3月会議に付議された事件は全て終了いたしました。

◎議長挨拶

○議長（田村弘文君） 定例会3月会議の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、私ども議員にとりましては、任期折り返しの最初の定例会でもありました。令和4年度各会計当初予算、令和3年度補正予算、条例の新設及び一部改正等、執行部提案24議案及び議員提出4議案など、いずれも町政執行及び議会活動上、重要な議案でありましたが、9日間の長きにわたり、議員各位及び執行部による熱心なる審議をいただき、全議案議了することができました。

また、一般質問においては、5名の議員が登壇し、町の事務事業全般にわたり質問をいたしました。町執行部におかれましては、一般質問をはじめ各委員会での質疑、意見、要望等を十分に踏まえられ、今後の各種施策の推進を図られますようご期待いたします。

新型コロナウイルス感染症は、小野町においても90人以上の発症者が確認されており、日常の行動制限、経済活動などの停滞と、まだまだ以前の日常に戻るには時間が必要であります。町民の安全・安心のために、今後においても感染防止に万全の対策を講じられるとともに、経済活動と各方面への影響も十分に注意していただきながら、必要と思われる対策を講じていただくようお願いを申し上げます。

春の季節を迎えようとしておりますが、まだまだ寒暖の差が大きい日が続くものと思われまますので、議員各位また執行部の皆さんにおかれましてはご自愛をいただき、引き続き町政進展にご尽力をお願い申し上げ、本定例会閉会のご挨拶といたします。

ご精励、誠にありがとうございました。

◎町長挨拶

○議長（田村弘文君） この際、町長から発言があれば、これを許します。

町長。

村上町長。

〔町長 村上昭正君登壇〕

○町長（村上昭正君） 令和4年小野町議会定例会3月会議の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

今定例会には、令和3年度各会計補正予算案件7件、令和4年度各会計当初予算案件7件、条例制定案件2件、条例改正案件7件、指定管理者の指定案件1件の議案24案件をご提案申し上げましたところではありますが、議員の皆様には連日ご精励の上、慎重ご審議の結果、全議案ご議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

また、一般質問での多岐にわたるご質問やご提案、更には委員会審議の過程でいただきましたご意見、ご助

言に対しましては、趣旨を十分に踏まえまして、今後の町政運営に努めてまいります。

さて、未曾有の被害をもたらしました東日本大震災が発生してから、今日で11年の月日がたちました。今日に至るまでには、復興に向けた道のを町民の皆様が心一つにして、支えながら困難を乗り越えてきました。これからも、困難を乗り越えてきたあの頃の気持ちを決して忘れず、自分の心に刻みながら、令和4年度は引き続き新型コロナウイルス感染症対策に全力で取り組むとともに、人口減少対策をはじめ子育て支援、健康づくりなど様々な施策を展開し、町民の皆様と共に魅力ある持続可能なまちづくりに邁進してまいります。

また、ウクライナの情勢につきましては、私自身も大変憂慮しております。今後、この状況が長引くようであれば、日本の経済や国民の生活への影響も懸念されることから、一刻も早く状況が改善されることを心から願うところであります。

結びに、季節の変わり目で寒暖の差が大きい日が続きますので、議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意をいただき、引き続き町政の発展のため、ご指導、ご支援賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たっての御礼の挨拶といたします。

大変ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 本日の会議は、これをもって散会といたします。

散会 午後 2時21分